

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">通院処遇ガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>I 総論 (略)</p> <p>II 通院処遇の留意事項</p> <p>1 医療の質や地域連携を確保する組織体制 (略)</p> <p>2 治療プログラム (略)</p> <p>3 治療評価と記録 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>1) 医療情報の取扱い (略)</p> <p>2) 入院処遇との連携確保</p> <p>○ 対象者の通院先として正式に選定された指定通院医療機関は、当該対象者の入院している指定入院医療機関から、当該対象者の「入院時基本情報管理シート」「直近半年間 の診療及び病状経過の要約」「退院前情報管理シート」及び各「<u>治療評価会議</u>シート」「<u>運営会議</u>シート」のそれぞれ写しを受け取るものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>III 通院開始前の調整から処遇終了までの流れ (略)</p> <p>IV 通院中の評価の留意事項 (略)</p> <p>V その他の留意事項 (略)</p> <p>VI 処遇・治療及び評価等のデータ集積とガイドラインの見直し (略)</p> <p>VII 事例集 (参考) (略)</p>	<p style="text-align: center;">通院処遇ガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>I 総論 (略)</p> <p>II 通院処遇の留意事項</p> <p>1 医療の質や地域連携を確保する組織体制 (略)</p> <p>2 治療プログラム (略)</p> <p>3 治療評価と記録 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>1) 医療情報の取扱い (略)</p> <p>2) 入院処遇との連携確保</p> <p>○ 対象者の通院先として正式に選定された指定通院医療機関は、当該対象者の入院している指定入院医療機関から、当該対象者の「入院時基本情報管理シート」「直近半年間 の診療及び病状経過の要約」「退院前情報管理シート」及び各「<u>新病棟治療評価会議</u>シート」「<u>新病棟運営会議</u>シート」のそれぞれ写しを受け取るものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>III 通院開始前の調整から処遇終了までの流れ (略)</p> <p>IV 通院中の評価の留意事項 (略)</p> <p>V その他の留意事項 (略)</p> <p>VI 処遇・治療及び評価等のデータ集積とガイドラインの見直し (略)</p> <p>VII 事例集 (参考) (略)</p>